

# 公益社団法人全国市有物件災害共済会個人情報保護に関する規程

平成24年6月18日制定

平成26年5月16日一部改正

平成28年1月21日一部改正

平成30年1月19日一部改正

平成30年5月21日一部改正

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国市有物件災害共済会個人情報保護に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に従い、公益社団法人全国市有物件災害共済会（以下「本会という。」）の個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定めることにより、事業の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報の保護に関する法律」という。）第2条第1項に規定する生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）及び個人識別符号が含まれるものをいう。
- (2) 要配慮個人情報 個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定する個人情報であつて、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして法令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- (3) 個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- (4) 特定個人情報 個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- (5) 特定個人情報等 特定個人情報及び関連情報を併せたものをいう。
- (6) 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合で、次に掲げるものをいう。
  - ア 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの

- イ 特定の個人情報を経易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの
- (7) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (8) 個人情報等 第1号、第6号及び前号に規定されるものをいう。
- (9) 本人 個人情報によって識別される、又は識別され得る、生存する特定の個人(本人が未成年の場合は、その保護者を含む。)をいう。
- (10) 役員 本会の理事及び監事をいう。
- (11) 職員等 公益社団法人全国市有物件災害共済会職員就業規則第2条(ただし書に掲げるものを含む。)及び公益社団法人全国市有物件災害共済会嘱託職員就業規則第2条に掲げる職員並びに派遣従業員をいう。
- (12) 個人情報保護責任者 個人情報の保護について責任と権限を有するものをいう。
- (13) 個人情報保護管理者 個人情報の保護について役員、職員及び委託先を指導、監督するものをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、すべての役員及び職員等に適用する。退職後においても在任中又は在職中に取得、取り扱った個人情報については、この規程に従うものとする。

2 顧問その他本会の事業について委嘱又は依頼を受けた者が、本会の事業に従事する場合には、当該従事者は、この規程を遵守しなければならない。

3 前項の従事者を管理する立場にある役員又は職員は、当該従事者に対し、この規程の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報保護責任者)

第4条 個人情報保護責任者は、常務理事をもってこれに充てる。

2 個人情報保護責任者は、必要に応じて、本会で取り扱う個人情報について、この規程に定める諸事項を実施・徹底するため、必要な要綱を策定しなければならない。

3 個人情報保護責任者は、この規程の適正な実施及び運用を図り、個人情報外部に漏えいし、不正に使用され、又は改ざんされること等がないように管理する責任を負う。

(個人情報保護管理者)

第5条 個人情報保護管理者は、各部長及び各地区事務局長をもって充てる。

2 個人情報保護管理者は、その所管する業務の範囲内における個人情報の取得、利用、提供、管理及び本人からの開示、訂正、利用停止の請求に関し、適正に処理しなければならない。

(利用目的及び個人情報の利用)

第6条 個人情報を取り扱うに当たっては、事前にその利用目的を明確に定めるものとする。

2 当該利用目的は、本会の業務において必要な範囲内でなければならない。

(個人情報の取得)

第7条 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。また、要配慮個人情報については、原則として法令で定める場合を除き、事前に本人の同意を得ないで取得することができない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第8条 本人から直接に個人情報を取得する場合には、本人に対して、次に掲げる事項又はそれと同等以上の内容の事項を、書面又はこれに代わる方法によって通知するとともに本人の同意を得なければならない。

(1) 本会の名称、個人情報保護責任者の氏名及び連絡先

(2) 個人情報の利用目的

2 本人以外の者から間接的に個人情報(要配慮個人情報を除く。)を取得する場合には、本人に対して、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに利用目的を通知するとともに本人の同意を得なければならない。

(個人情報の提供)

第9条 法令で定める場合を除き、個人情報は第三者に提供してはならない。

2 本会の業務を遂行するために当該業務等の全部又は一部を第三者に委託する必要がある場合には、次に掲げる条件を満たす業務委託先に限り、本人が事前承認した利用目的の範囲内において個人情報を当該事業委託先に対して提供することができる。

(1) 社会通念上相当な事業活動を営む者であること。

(2) 個人情報の保護に関し、この規程と同等以上の規程を有し、かつその適正な運用及び実施がなされている者であること。

(3) 本会との間に、適正な内容の個人情報の保護に関する定めを締結し、これを遵守することが見込まれる者であること。

3 前項の業務委託先に個人情報を提供する場合は、事前に個人情報保護管理者の承諾を得なければならない。

4 第2項の規定に従い、個人情報を取り扱う業務を第三者に委託した場合には、個人情報保護管理者は、本会が当該業務委託先に課した個人情報の適切な管理業務が、確実に遵守されるよう適時、確認し、指導するものとする。

(個人情報の正確性確保)

第10条 個人情報は、利用目的達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう管理運営しなければならない。

(安全管理)

第11条 個人情報保護管理者は、個人情報の安全管理のため、個人情報の不正アクセス、漏えい、滅失又は毀損防止に努めるものとする。

2 個人情報保護管理者は、第4条第2項に基づき個人情報保護責任者が策定した要綱を、当該個人情報を取り扱う役員及び職員等に遵守させなければならない。

(職員の監督)

第12条 個人情報保護管理者は、個人情報等の安全管理が図られるよう、個人情報等を扱う役員、職員等に対して必要かつ適切な指導・監督を定期的に行わなければならない。

(個人情報の消去・廃棄)

第13条 利用する必要がなくなった個人情報等については、直ちに当該個人情報を消去・廃棄しなければならない。

2 個人情報保護管理者は、個人情報の消去・廃棄を行うに当たり、消去・廃棄の日、消去・廃棄した個人情報の内容及び消去・廃棄の方法を書面に記録する。

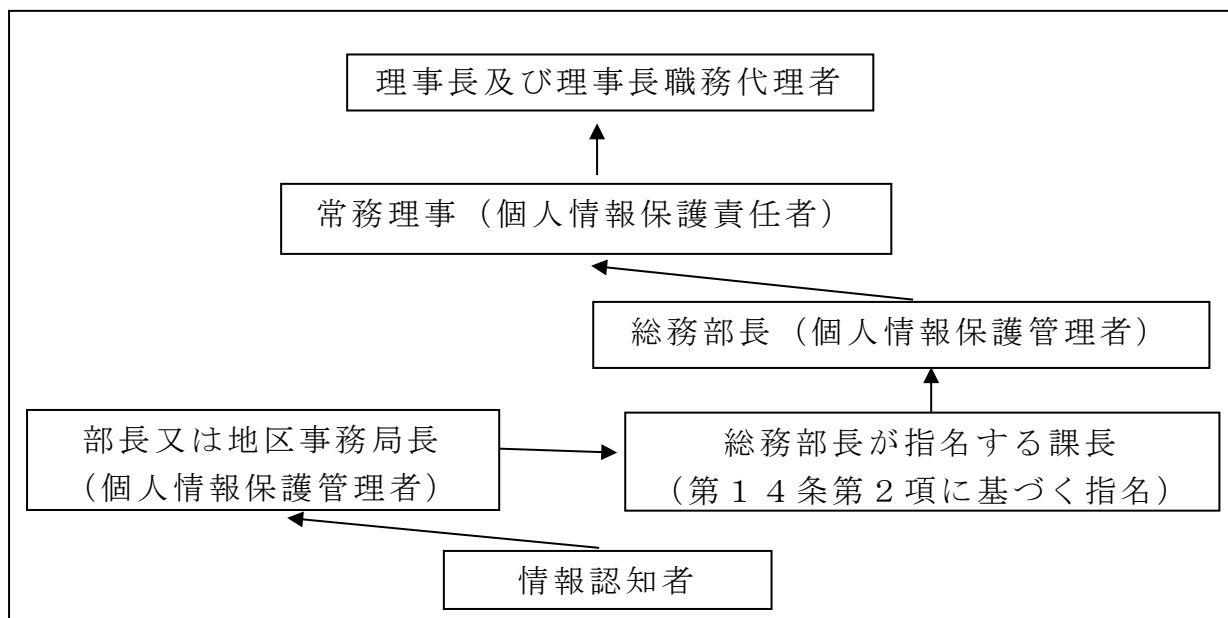
3 前項の記録は、これを、公益社団法人全国市有物件災害共済会文書管理規程に定める期間、保存しなければならない。

(通報及び調査)

第14条 役員及び職員等は、個人情報等が外部に漏えいしていることを知った場合又はそのおそれがあると気づいた場合には、速やかに所定の連絡先へ通報しなければならない。

2 前項の通報に当たっては、総務部長は、通報担当者となる課長を指名するものとする。

3 通報は、次の経路によって行うものとする。



(備考) 上表の通報は、情報認知者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号の定める者に対して行うものとする。

(1) 部長又は地区事務局長である場合 総務部長が指名する課長

(2) 総務部長が指名する課長である場合 総務部長

(3) 常務理事である場合 理事長及び理事長職務代理者

(4) 前3号のいずれにも該当しない場合 部長又は地区事務局長

4 前項の経路で直接通報先が不在の場合は、それを越えて次の通報先へ通報することとする。なお、情報認知者において、極めて緊急の場合であると判断されるときは、前項に定める連絡先のみでなく、他の連絡先まで同時に通報するなど、臨機の措置をとることを要する。

5 情報の正確性について疑義のある場合は、当該情報の正確度を付して通報し、新たに判明した情報については、再度通報する。

6 個人情報保護責任者は、個人情報の外部への漏えいについて通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査するとともに、個人情報保護のための適切な指示を行う。

(報告及び対策)

第15条 個人情報保護責任者は、前条に基づく事実関係の調査の結果、個人情報が外部に漏えいしていることを確認した場合には、公益社団法人全国市有物件災害共済会リスク管理規程第16条に基づき、緊急事態対策室を設置するとともに、必要があると判断した場合には、次に掲げる事項を行政庁等の関係機関（以下「関係機関」という。）に報告するものとする。

(1) 漏えいした情報の範囲

(2) 漏えい先

(3) 漏えいした日時

(4) その他調査で判明した事実

2 個人情報保護責任者は、関係機関とも相談のうえ、当該漏えいについての具体的対応及び対策を講じるとともに、再発防止策を策定しなければならない。

(自己情報に関する権利)

第16条 本人から自己の情報について開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。ただし、法令の規定により開示を要しない場合は除く。

2 前項による開示の結果、誤った情報があり、本人から訂正、追加又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるとともに、訂正、追加又は削除を行った場合は、可能な範囲内で当該情報の受領者に対して通知を行うものとする。

(個人情報の利用又は提供の拒否権)

第17条 本会が既に保有している個人情報について、本人からの自己の情報についての利用又は第三者への提供を拒まれた場合は、これに応じるものとする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 法令の規定による場合

(2) 本人又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合

2 個人情報管理責任者は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに調査のうえ、

必要な措置を講じ、結果を本人に通知する。ただし、停止又は消去に応じないときは、その理由を本人に通知する。

(苦情の処理)

第18条 本会の個人情報の取扱いに関する苦情の窓口業務は、総務部が担当する。

2 個人情報保護責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備及び支援を行う。

3 総務部長は、適宜、個人情報保護責任者に苦情の内容について報告するものとする。  
(特定個人情報等に対する安全管理措置等)

第19条 特定個人情報等に対する安全管理措置その他の取扱いについては、理事長が定める。

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益社団法人全国市有物件災害共済会の設立の登記の日から施行する。

(設立の登記の日 平成24年11月1日)

附 則

この規程は、平成26年5月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年1月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年5月21日から施行する。